

# 防災・安全・地域での支え合い

## カードの各種手続き

■氏名や住所の変更により、カードの記載が住民票と異なったとき

本人がカードを持参し、記載事項の変更を行ってください。手続きには暗証番号の入力が必要です。

■カードの暗証番号を忘れたとき・暗証番号を間違えてロックがかかってしまったとき

本人がカードを持参し、再設定手続きを行ってください。

## 電子証明書（公的個人認証サービス）

マイナンバーカードでは、署名用電子証明書、および利用者証明用電子証明書を利用することができます。なお、住民基本台帳カードへの電子証明書の新規発行は終了したため、電子証明書の更新・新規発行を希望する場合はマイナンバーカードに格納することになります。



## 各種証明書のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストアで各種証明書が取得できます。

### 利用条件

- ・武蔵野市に住民登録または本籍がある方
- ・マイナンバーカードをお持ちの方（カードに利用者証明用電子証明書が搭載されていること）

### 取得できる証明書・発行手数料

証明書の種類	手数料	備考
住民票の写し	200円★	本人および同一世帯員のもの（マイナンバーと住民票コードは記載されません。除住民票、改製原住民票も交付できません。）
印鑑登録証明書	200円★	印鑑登録されている本人のもの
戸籍の全部事項証明書（謄本）、個人事項証明書（抄本）	450円	本人および本人と同一の戸籍に記載のある方のもの（本籍が武蔵野市の方。除籍、改製原戸籍は交付できません。本籍地が市外の方は本籍地へお問い合わせください。）
戸籍の附票の写し	200円★	本人および本人と同一の戸籍に記載のある方のもの（本籍が武蔵野市の方。除籍の附票の写し、改製原戸籍の附票の写しは交付できません。本籍地が市外の方は本籍地へお問い合わせください。）
課税（非課税）証明書	200円★	市民税・都民税、森林環境税（令和6年度から）、現年度および前年度分の本人のもの（6月中旬までは前年度および前々年度分。税の申告や税資料の提出のない方は発行できません。修正申告等により内容に変更のあった方は一定期間発行できません。転出された方は発行できません。毎年6月中旬頃に証明年度が切り替わります。）

★印は窓口交付の場合は300円です。

## パスポート

### 東京都旅券課

電話案内センター ☎03-5908-0400

ホームページ <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/>

### 申請場所

東京都旅券課（新宿）・有楽町分室・池袋分室・立川分室

### 申請に必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通（市役所市民課・市政センターでも配布しています）

### カードを失くしたとき

マイナンバーカード総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）へ連絡をし、一時停止手続きをしてください。

悪用を避けるため速やかに警察へ遺失物届を提出し、その後、市民課または各市政センターへ紛失の届け出をお願いします。

### 手続き窓口

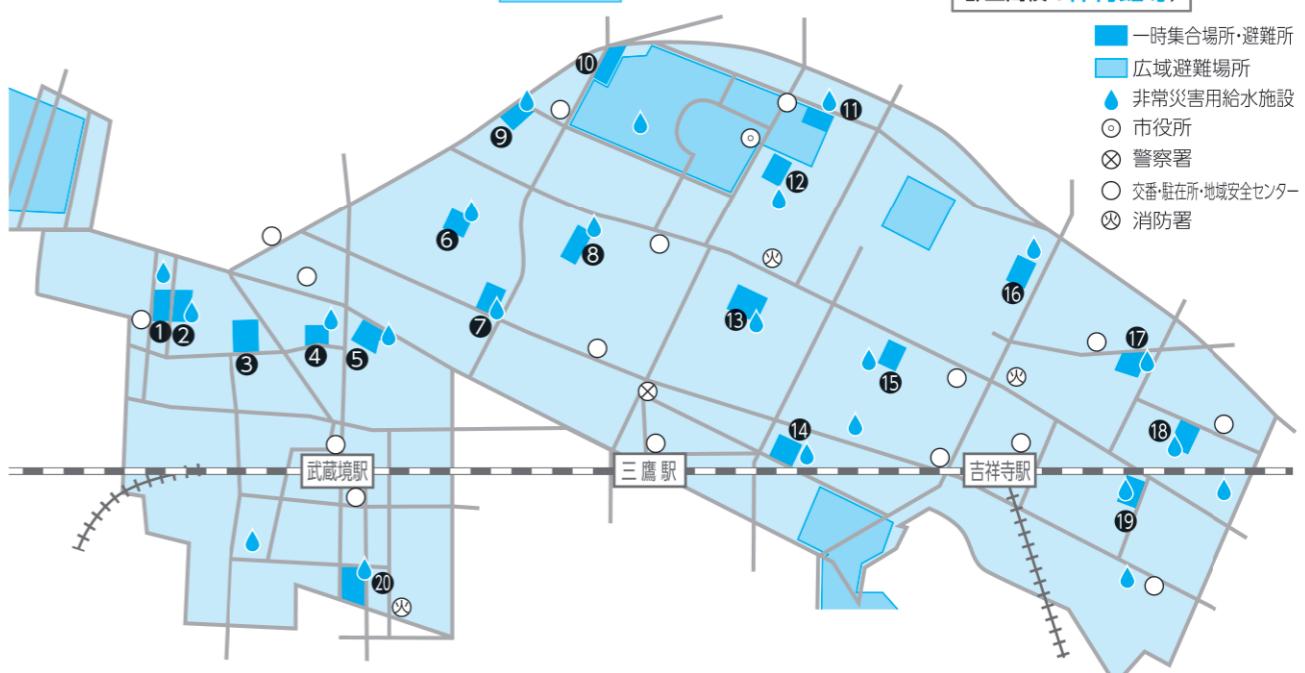
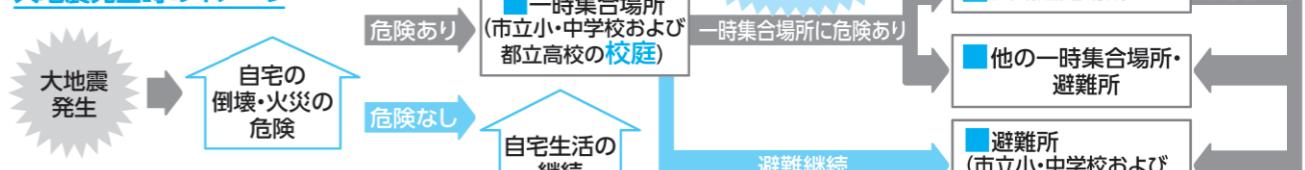
- ・市役所市民課
- ・各市政センター（夜間窓口での取り扱いはできません。）

## 防災

### 避難するときは

問防災課 ☎60-1821

#### 大地震発生時のイメージ



#### 非常災害用給水施設等

設置場所	所在地
第三中学校	吉・東町1-23-8
本宿小学校	吉・東町4-1-9
第三小学校	吉・南町2-35-9
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉・南町3-13-1
※ 南町防災広場	吉・南町5-6
※ 吉祥寺西公園	吉・本町3-7
井之頭小学校	吉・本町3-27
大野田小学校	吉・北町4-11-37
第一小学校	吉・本町4-17-16
第四小学校	吉・北町2-4-5
第四中学校	吉・北町5-11-41
第一中学校	中町3-9-5
※ 武蔵野中央公園	八幡町2-4
千川小学校	八幡町3-5-25
第五中学校	関前2-10-20

（※飲料水兼用耐震性貯水槽）

設置場所	所在地
関前南小学校	関前3-37-26
第五小学校	関前3-2-20
第六中学校	境3-20-10
第二小学校	境4-2-15
境南小学校	境南町2-27-27
※ 境南町防災広場	境南町3-20
第二中学校	桜堤1-7-31
桜野小学校	桜堤1-8-19

（武蔵野中央公園については、非常災害用給水施設および※を有している）

## 災害に備えたい

- 消火器を安く買うために 関防災課 ☎60-1821  
市では消火器の販売業者と協定を結んで、消火器を定価より安く買えるようにしています。補助金制度もあります。
- 購入申込：直接協定業者または消火器販売店へ
- 補助金：500円、1,500円、2,500円  
※購入金額に応じる

### ■ ブロック塀等の改善助成

関防災課 ☎60-1821

市の調査により、危険と判定されたブロック塀等の撤去、補強または改修する場合に、市が所有者に対してその経費の一部を補助します。また、改善資金を金融機関より借り入れる場合、利子の一部を市が補給します。

### ■ 日頃の備え

- ① 家の中・周囲を点検 危険箇所はないか、家の中・周囲の点検をしましょう(家の耐震化、家具類の転倒・落下防止、住宅用火災警報器の設置・点検、ストーブ・ガスボンベ等の管理を万全に。家の修理等の際には耐震・耐火性を高める工夫を)。
- ② 家族で防災会議を 出火防止や役割分担、家族との連絡方法・避難場所等について、日ごろから話し合いましょう。
- ③ 隣近所と話し合う 隣近所で助け合えるよう、日ごろから各自の役割について話し合っておきましょう。
- ④ 消火設備の整備 火の元を点検し、消火設備(消火器・消火バケツ等)を整えましょう。
- ⑤ 非常用持ち出し品・備蓄品の点検 3日分以上の飲料水と食料・携帯トイレ等をリュックサック等にまとめておきましょう。
- ⑥ 防災訓練への参加 防災訓練には積極的に参加しましょう。

### ■ 非常用持ち出し品の収容例

- 貴重品…現金、カード類、預貯金通帳、権利証書、運転免許証、保険証、印鑑 等
- 食品…乾パン、缶詰等火を通さずに食べられるもの
- 飲料水…持ち運べるようペットボトルに入ったもの
- 応急医薬品…常用薬、ばんそうこう、消毒薬、包帯 等
- 懐中電灯…1人1個、予備の電池も用意
- 衣類・タオル…下着、上着、靴下等の衣類、軍手、タオル、雨具 等
- 感染症対策品…マスク、体温計、手指消毒液、ウエットティッシュ、スリッパ等の室内履き
- その他…モバイルバッテリー、ティッシュペーパー、ビニール袋、せっけん、生理用品、紙おむつ 等

## ■ 防災相談・防災用品の展示販売

問武蔵野市民防災協会 市役所西棟1階 ☎60-1926

(営業執務時間：平日午前9時～午後5時)  
地震等の大災害に備えて、市民の防災知識や災害時の行動力向上のため、各種の防災相談や啓発活動および防災用品の展示販売等を行っています。また、各地域に配置された防災推進員が、日頃より街中の防災安全点検を実施する等、市民と地域の総合的な防災力向上を目指しています。

## 災害時の情報収集

### ■ 災害情報

災害時には正確な情報を聞いて、落ち着いて行動しましょう。市では災害が発生した場合、市ホームページや、むさしのFM(78.2MHz)の緊急放送等を活用して災害情報を提供します(市による応急対策)。

### ■ 情報提供

ホームページでも防災行政無線での放送等災害情報を掲載するとともに、電話で防災行政無線の放送内容が確認できる「電話応答サービス(0422-60-1920)」も運用しています。また、X(旧ツイッター)やフェイスブック、LINE等、さまざまなメディアで情報を発信します。

避難所となる学校等でも、掲示板を通して市の情報を伝えします。

- ・平常時：最近の防災・防犯情報、気象情報等
- ・非常時：避難者情報・ライフラインの復旧情報等

## 災害時のけが・病気・健康管理

### ■ 医療救護所の開設

- ・緊急医療救護所(発災からおおむね72時間まで)  
市内3か所の病院(武蔵野赤十字病院、武蔵野陽和会病院、吉祥寺南病院)の近接地等に、緊急医療救護所を開設します。医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連携により、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置および、重症者・中等症者の搬送調整を行います。  
※トリアージ：災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めることがあります。

- ・避難所救護所(発災後おおむね72時間以降)  
市内一部の避難所(境南小、桜野小、第五小、大野田小、第一小、第三小)に避難所救護所を設置します。巡回する医師等により診察、歯科診療・口腔ケア、服薬指導、健康相談等を行います。

## ■ 応急手当・医療機関等について知りたい

### ■ 医療機関の案内や応急手当のアドバイス等

問武蔵野消防署 吉祥寺北町4-6-1 ☎51-0119

問消防テレホンサービス 救急相談センター

## 災害発生から3日間

### ■ 初動態勢

#### ● 市内の各所から情報収集

防災用MCA無線や電話または直接通報により市内各所から情報を収集します。

#### ● 各機関への連絡・通報・要請

警察、消防、防災関係機関への確かな情報を提供します。

#### ● 一時(いっとき)集合場所の開設

市と避難所運営組織等により一時集合場所を開設し、緊急用資器材を準備、提供します。

#### ■ 一時集合場所・避難所からの避難誘導

大規模な火災等により一時集合場所・避難所が危険な場合に、他の一時集合場所や広域避難場所に避難の誘導を行います。

#### ■ 避難所開設

##### ● 避難所(公立学校)の開設

体育館、校舎の被災状況の調査後、必要に応じて避難所を開設し、避難者を受け入れます。

#### ● 避難者名簿の作成

### (24時間年中無休)

☎#7119(携帯、PHS、プッシュ回線)

☎042-521-2323(ダイヤル回線)

上記電話番号の他、市内の消防出張所(武蔵境・30-0119、吉祥寺・22-0119)でも案内しています。

## 市で行う応急対策

避難所を利用する避難者の名簿を作成します。

### ● 食料、生活物資の配付

水や食料、生活必需品等の物資を配付します。

### ■ 避難行動支援体制

災害時に自ら避難することが困難で、避難するのに支援を要する避難行動要支援者の名簿を整備し、災害時に名簿を活用して安否確認や避難支援をする避難行動体制を構築しています。

### ■ 災害時要援護者対策事業

避難行動要支援者名簿のうち本人の同意が得られた災害時要援護者名簿情報を避難支援等関係者に対して事前に情報提供し、地域で安否確認を受けられる仕組みを整えています。

問地域支援課 ☎60-1941

### ■ ボランティアの受け入れ

全国各地から支援のために集まつたボランティアの登録と被災現場への派遣等を行います。

### ■ その他、災害情報の提供、医療・防疫活動等

## 安全対策(防犯)

## 安全・安心のまちづくり

問安全対策課 ☎60-1916

市では、生活安全条例等に基づき、市民や関係機関、各種団体等と連携して、市民が安心を実感できるまちづくりを推進しています。

## 安全パトロールについて知りたい

問安全対策課 ☎60-1916

### ■ ホワイトイーグル

青色回転灯を装備した車両3台で、市内のパトロール活動を行っています。小中学校、子ども関係施設等の立ち寄りや公園、福祉関係施設等の周辺警戒を実施しています。

### ■ ブルーキャップ

吉祥寺駅周辺において、客引きやスカウト等執ようなつきまとい勧誘行為を行う者に対して、指導や警告等を行っています。

### ■ 吉祥寺ミッドナイトパトロール隊

吉祥寺地区にて深夜帯にパトロールを行うことで、帰宅者が多い駅周辺や人通りの少ない住宅街等の安全・安心の向上を図っています。

### ■ 市民安全パトロール隊

市民の方が、市長から任命されて、市内の防犯活動を行っています。登下校の時間帯を中心に、パトロール隊のジャンパー等を着用して見守り等を実施しています。

### ■ 武蔵野防犯協会

特殊詐欺被害防止キャンペーンを始めとして年間を通じ、各種キャンペーンおよび地域防犯パトロールを行っています。

## 犯罪から身を守るには

問安全対策課 ☎60-1916

### ■ 詐欺被害対策に「自動通話録音機」の無償貸出

電話をかけてきた相手に対して自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージが流れます。迷惑電話や特殊詐欺対策に有効です。工事不要で市内在住の65歳以上の方が対象です(台数に限りがあります)。

## 110番をするときは

## ■通報の際に伝えること

以下のことをお尋ねしますので、落ち着いて答えてください。

①何があったか(見たままを話しましょう)

②それは何時ごろのことか

それが起きた場所はどこか

周囲に目印になるようなものはあるか

③あなたの住所、名前、電話番号等

## 安全パトロールに参加したい

## ■自主防犯パトロール

問武藏野警察署生活安全課防犯係 ☎55-0110

住民ボランティアによるパトロール隊への参加や、新たな隊の結成等についての相談に応じています。

## 街路灯・公園灯の不具合を見つけたら

## ■街路灯

問道路管理課管理係

☎60-1857

街路灯の下にあるプレートの



番号をご連絡ください(写真参照)。

## 地域での支え合い

## 相談したい

## ■民生委員・児童委員

問地域支援課 ☎60-1941

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域福祉向上のために活動しています。

日常生活の中で、困りごとや心配ごとのある方は、お気軽に担当地区の委員にご相談ください。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、区域を担当する委員と一緒に活動をしています。

## コラム

## ささえあいのまちづくりのために一人ひとりにできることがある

社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会(市民社協)

問吉祥寺北町1-9-1(1階) ☎23-0701 FAX 23-1180  
ホームページ <https://www.shakyou.or.jp/>

市民社協は、「市民(個人、団体、法人)同士のささえあいにより、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。行政では手の届かないところや、制度の隙間等の課題に対する社会福祉事業の実施や身近な地域での福祉活動を市民と一緒に進めしていくことで地域福祉の推進を図っています。

令和3年度からは、子ども学習・食堂等の子育て支援事業等、より幅広い分野での支援活動に取り組んでいます。

市民社協が進める地域福祉活動の財源は、会員加入による会費収入や寄付金、歳末たすけあい地域福祉活動募金等の募金活動による収入によって支えられています。会員加入や寄付、募金することは、地域福祉活動への参加の一つの形です。皆様のご協力をお願いいたします。

## ■公園灯

問緑のまち推進課公園係 ☎60-1864

## 警察に相談したい

## ■ホットライン 警視庁窓口

こんな時は、迷わず下記の窓口へお電話ください。

## ●警視庁総合相談センター ☎#9110

03-3501-0110

事件・事故以外の各種相談・案内・要望等を受け付けています。

平日のみ午前8時30分～午後5時15分

## ●犯罪被害者ホットライン ☎03-3597-7830

犯罪の被害にあった方やその家族のこころの悩みに応えるため、電話相談を行っています。

午前8時30分～午後5時15分

## ●ヤング・テレホン・コーナー ☎03-3580-4970

非行やいじめ等、お子さんに関するあらゆるご相談を24時間受け付けています。

## ●暴力ホットライン ☎03-3580-2222

暴力團に関する相談を24時間受け付けています。

## ●薬物・銃器ホットライン ☎03-3593-7970

けん銃等に関する噂や情報を24時間受け付けています。

## ごみ・水道

## ごみ

問ごみ総合対策課 ☎60-1802

## ごみの出し方

・燃やすごみ、燃やさないごみは、市指定有料ごみ処理袋で出してください。

・資源物(びん、缶、古紙、古着、ペットボトル、プラスチック製容器包装)、危険・有害ごみは透明・半透明の袋で分別して出してください。

※必ず午前9時までに出してください。

※地区によって収集日が異なります。

※詳しくは「ごみ便利帳」および「ごみと資源の収集カレンダー」をご覧ください。

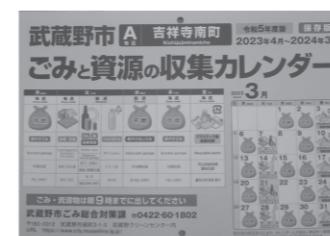
## ■ごみ便利帳

ごみの分別方法や出し方等について詳しく掲載した「ごみ便利帳」を市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターで配布しています。



## ■ごみと資源の収集カレンダー(地区別)

地域ごとの、ごみと資源の収集日を掲載した「ごみと資源の収集カレンダー」を毎年度2月～3月頃に全戸配布しています(市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターでも配布しています)。



## 市指定家庭用有料ごみ処理袋

## ■種類

市指定家庭用有料ごみ処理袋は、下記の4種類の緑色の袋です。



## ■価格(廃棄物処理手数料)

種類	価格	サイズ (タテ×ヨコ)
5リットル相当 (特小)	1組10枚 (1枚あたり 10円)	30×18cm
10リットル相当 (小)	1組10枚 (1枚あたり 20円)	37×29cm
20リットル相当 (中)	1組10枚 (1枚あたり 40円)	45×36cm
40リットル相当 (大)	1組10枚 (1枚あたり 80円)	56×47cm

## ■取扱い店舗等

袋の取扱店等、詳しくは「ごみ便利帳」をご覧ください。一部の取扱店では、20リットル相当と40リットル相当の袋のばら売りを行っていますので、ご利用ください(取扱店は、市ホームページでもお知らせしています)。

## ■市指定家庭用有料ごみ処理袋(廃棄物処理手数料)の減免

下記に該当する方には、市指定家庭用有料ごみ処理袋を一定枚数無料で配布します。

- (1)生活保護を受給している方
  - (2)中国残留邦人等及び特定配偶者の方
  - (3)児童扶養手当を受給している方
  - (4)特別児童扶養手当を受給している方
  - (5)特別障害者手当を受給している方
  - (6)老齢福祉年金を受給している方
  - (7)次のいずれかの手帳を所持している方(ただし、世帯員全員が市民税非課税であること)
- 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級

※(1)～(6)に該当する方には、各手当担当課より市指定家庭ごみ処理袋引換券を送付します。

(7)に該当する方は、毎年度ごみ総合対策課への申請が必要です。

## 転入または市内で転居したときは

武藏野市では、建物ごとの「戸別収集」を行っています。ごみの収集を開始する方法は、次のとおりです。

## ■戸建住宅

転入・転居・新築等の際、ごみ収集届出書の提出が